

青森県特別支援学校スポーツ連盟 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、青森県特別支援学校スポーツ連盟と称する。

(略称を「青森県特ス連」とする。)

第2条 本連盟の事務局を会長指定の場所に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟の目的は、次の内容とする。

- (1) 特別支援学校における運動・スポーツの振興を図り、児童生徒の心身の健全な発達に寄与するとともに、積極的な社会参加と自己実現を促進する。
- (2) 県内の障がい者スポーツを支援する組織並びに障がい福祉行政と各特別支援学校の連携・協働体制を構築し、障がい者スポーツ促進の一役を担う。
- (3) 国際大会及び全国規模で開催される各種大会に向け、特別支援学校間連携を深め、児童生徒の参加意識の高揚を図る。

第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 運動・スポーツの機会確保（スポーツ大会の開催）
- (2) 障がい者スポーツで活躍するアスリートの養成
- (3) 障がい者スポーツに関する研修会の実施や指導員の養成
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は、青森県内の特別支援学校で組織する。

第6条 本連盟は、次の専門部を置き、その規程は別に定める。

- (1) ボッチャ部 (2) フライングディスク部 (3) サッカーディスク部
- (4) バスケットボール部 (5) 陸上競技部 (6) バレーボール部
- (7) フットソフトボール部 (8) オンライン部

第5章 役員等

第7条 本連盟に次の役員を置く。

2 会長1名、副会長5名、専門部長各1名、理事長1名、事務局長1名、監事2名

第8条 本連盟に評議員を置く。

2 評議員は、加盟校の校長とする。

第9条 会長及び副会長は、評議員会において選出する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 専門部長は、評議員会において推举する。

2 専門部長は、各専門部を代表し、部務を掌理する。

第11条 理事長は、理事の互選により選出する。

2 理事長は、理事会を統括し、会務を執行する。

第12条 理事は、次に基づき選出する。

(1) 各加盟校より教諭等1名 ただし、専門部主管校となる学校は教諭等2名

(2) 事務局より教頭1名、教諭等若干名

- 第13条 事務局長、事務局次長、庶務は会長が委嘱する。
- 2 事務局長は、会務の処理に当る。
- 第14条 監事は、評議員会において推薦し、会長が委嘱する。
- 2 監事は、本連盟の会計を監査する。
- 第15条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 顧問及び参与

- 第16条 本連盟に評議員の推薦に基づき、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、重要事案に関し、会長の諮問に応じる。

第7章 会議

- 第17条 評議員会は本連盟の議決機関であり、会長が招集し、その議長となる。
- 2 定例評議員会は4月に開き、予算、事業及び規約等を審議する。
 - 3 会長は、必要に応じて臨時評議員会を招集することができる。
- 第18条 理事会は、理事長、理事及び専門部副部長（会議出席については一任）をもって組織し、重要事項を審議し評議員会に提出する。また、評議員会の議決に基づき会務を処理する。
- 2 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、隨時開催する。
- 第19条 評議員会は評議員、理事会は理事の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、欠席者については、他の出席者に委任することにより出席することができる。
- 2 議決は、出席者の半数以上の賛成により成立する。
 - 3 会長は、評議員会の議長となり、理事長は理事会の議長となる。

第8章 会計

- 第20条 本連盟の会計は、加盟校の負担金及び補助金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 予算は理事会において編成し、評議員会の承認を得るものとする。
- 2 決算は、本連盟監事の監査を経て、評議員会の承認を得るものとする。

第9章 規約の変更及び規程・細則

- 第23条 本規約の変更は、評議員会の議決によらなければならない。
- 2 本規約の施行に関し、必要な事項の規程・細則は別に定める。

第10章 加盟及び脱退等

- (加盟)
- 第24条 新たに本連盟の加盟校になろうとする学校は、その代表者（校長）より次の書類を会長に提出し、評議員会の同意を得なければならない。
- (1) 加盟申請書
 - 2 加盟の承認を得た学校は、第20条及び青森県特別支援学校スポーツ連盟加盟校負担金に関する細則により定められた加盟校負担金を納付しなければならない。

(脱退)

第25条 加盟校が脱退しようとする場合には、その代表者（校長）より次の書類を会長に提出し、評議員会の同意を得なければならない。

（1）脱退申請書

（加盟等の手続き）

第26条 第24条の加盟及び第25条の脱退が承認された場合には、会長は直ちに全加盟校に通知しなければならない。

附則 本規約は令和2年1月10日から施行する。

令和2年4月28日 一部改正

令和3年4月15日 一部改正

令和4年5月19日 一部改正

令和6年9月10日 一部改正

令和7年9月10日 一部改正